平成２８年（フ）第１０４０号
東京都八王子市東浅川町562番地４レオパレスＮＡＫＡＧＯＭＥ101号
破産者　井上　幸正
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０４３号
東京都八王子市山田町1648番地２シルクハイツ201号
破産者　株式会社ウェルサン
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２０５３号
東京都港区芝浦１丁目９番７号
破産者　株式会社インサイト・インフィニティ
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８４号
山形県南陽市松沢439番地
破産者　株式会社松沢ホーム
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４８５号
川崎市高津区下作延２丁目５番39号バースシティ溝の口スクエア１Ｆ
破産者　株式会社喜乃助
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
福井県小浜市生守第13号10番地の５
破産者　株式会社和屋
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第２６２号
愛知県碧南市新川町２丁目55番地
破産者　株式会社板倉紙器
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５６９号
大阪市淀川区新高３丁目10番11号
破産者　タマキ建設株式会社
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７１号
鹿児島県霧島市国分福島１丁目３番43―２号
破産者　株式会社牛牧電気工業
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第６４号
鹿児島県薩摩川内市城上町9750番地７
破産者　川薩福祉企業組合
1　決定年月日　平成29年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３１９号
神奈川県平塚市松風町11番６号
破産者　長尾　博信
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３７５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津4628番地の11コートアイ106
破産者　五十嵐道宏
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４３０号
神奈川県厚木市飯山2854番地１　本厚木ハイデンス611、前住所東京都世田谷区代沢５丁目28番11号　ステラ下北沢302
破産者　國島　美穂
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４６１号
神奈川県南足柄市中沼353番地１
破産者　府川　武史
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６３４号
広島市西区楠木町１丁目６番17―703号
破産者　イナデンサービスこと　稲浦　弘志
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５６２号
札幌市北区屯田９条９丁目２番20号　ノース季実の里Ⅲ203号
破産者　國分　敏弓
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５６３号
札幌市北区屯田９条９丁目２番20号　ノース季実の里Ⅲ203号
破産者　國分　計乃（旧姓藤原・塩入）
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７５０号
札幌市豊平区月寒東２条11丁目７番３号
破産者　種村　暢晃
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７６５号
札幌市白石区本郷通５丁目南２番32―202号
破産者　菅野　秀美
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５５４号
宮城県岩沼市相の原２丁目６番７―102号
破産者　大西　　哲
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係